

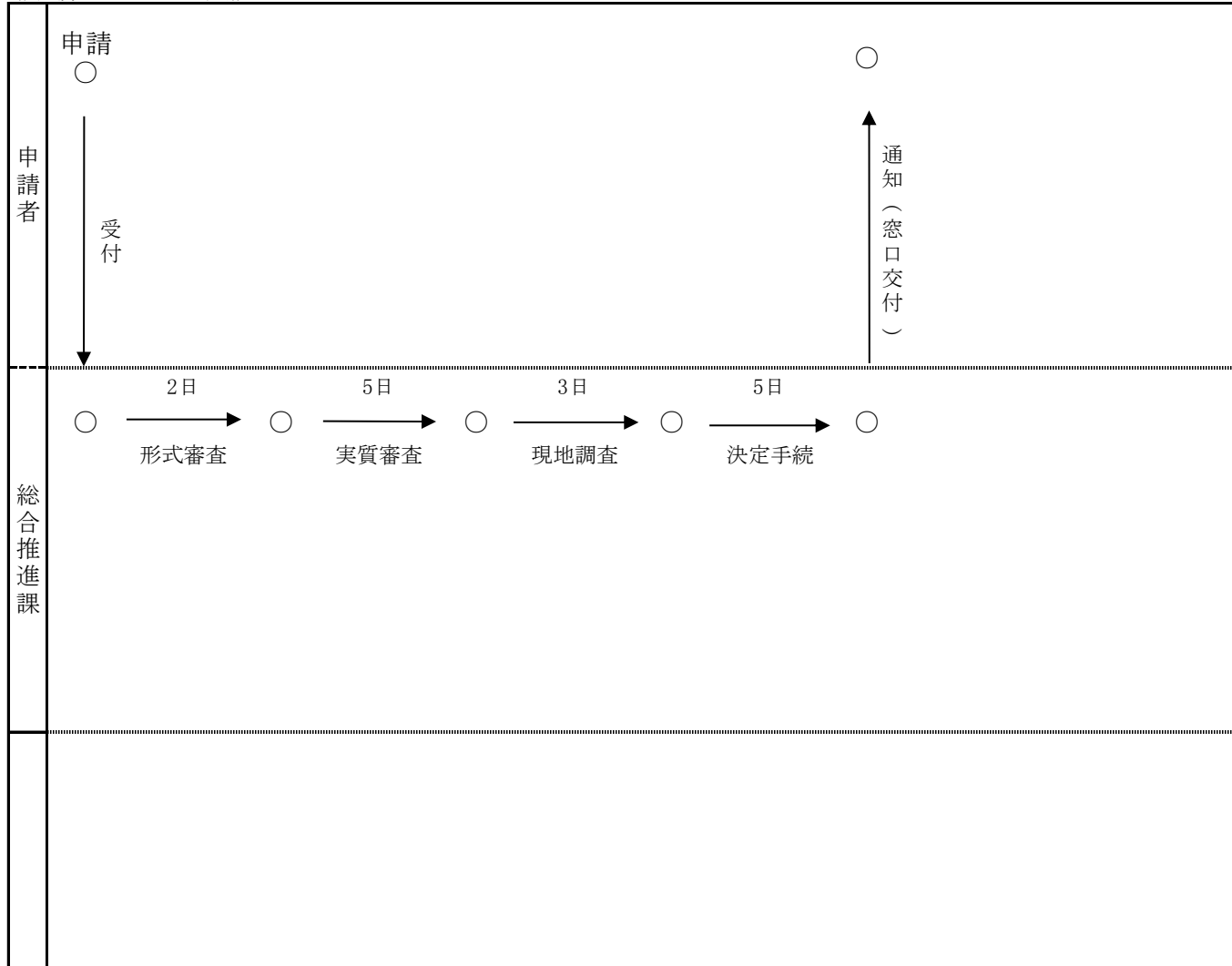
事務処理フロー図

事務名	自転車貸付事業者の登録事項の変更
根拠法令	東京都自転車安全利用条例第31条1項

作成部署 総合推進課 電話03-5388-3127

標準処理期間計	15日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準(自転車安全利用条例施行規則第15条)を満たしているかどうかを審査します。
3	現地調査	申請書類が適切かどうかについて現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	決定手続	許可の諾否について、交通安全課長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。
6		
7		
8		
9		
10		